

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 JUL (Vol.51)

## CONTENTS

海外拠点ニュース 各拠点の紹介：香港支店 .....	2
株式会社中国銀行 香港支店 .....	2
新興国ニュース 第51回ミャンマー・カンボジア最新ビジネス情報 .....	5
株式会社東京コンサルティングファーム .....	5
【コロナウイルス感染拡大を受けた追加措置】＜インドネシア＞ .....	9
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 加藤 豪氏 .....	9
タイ法務よもやま話【翻訳を疑え！一解雇保証金の怪】 .....	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) .....	11
萩野 敦司氏 (日本国弁護士) .....	11
新景気刺激策 「PEMULIH」＜マレーシア＞ .....	13
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) .....	13
Managing Director 加藤 芳之氏 (日本国公認会計士) .....	13
ドバイ万博と外国人誘致 .....	15
MBG コーポレートサービス (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) .....	15
エグゼクティブダイレクター 山根 亜紀子氏 .....	15
With コロナ：日本本社の配当収入に かかるフロー・留意事項 .....	17
株式会社マイツ .....	17
国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏 .....	17



株式会社 中国銀行	
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	
TEL:086-234-8539	
香港支店	cbk hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk banq@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 海外拠点ニュース

### 各拠点の紹介：香港支店

株式会社中国銀行 香港支店

中国銀行には海外拠点として1支店（香港支店）、4駐在員事務所（上海、シンガポール、バンコク、ニューヨーク）があり、その他ベトナムにもトレーニーを派遣し、お客さまの海外ビジネスをサポートしています。まずは海外拠点自身を知って頂くために各拠点を紹介します。

#### 1. 支店紹介

香港支店は中国銀行唯一の海外支店です。

1989年11月に香港駐在員事務所を開設。1994年6月に香港支店に昇格し、以降現在に至るまで事務所開設以来30年超に亘り香港に拠点を構えています。

アジアの国際金融センターと呼ばれる香港ですが、香港支店は香港島の中環（セントラル）にオフィスがあります。

スタッフは合計13名で、日本からの派遣行員が5名、現地スタッフ8名で運営しています。

香港支店では、アジア地域に進出しているお客様に対する預金・融資・海外送金などの業務に加え、商談会の開催などを通じた販路拡大支援や当地（香港・華南地域）の情報提供などを行っています。



（支店外観）

#### 2. スタッフ紹介

##### ●全体写真



（前段左から：Priscilla、Araina、Amy、Yuki）  
 （中段左から：鈴木、Catherine、Ryan、Apple）  
 （後段左から：下村、陶、多川、金光、森田）

**●支店長・次長**


(写真左より：多川支店長、森田次長)

**【支店長 多川】**

コロナ禍で自由な往来が困難な状況ではありますが、現地の生きた情報の提供、販路・仕入先支援や銀行業務を通じて、スタッフ一同お客様のビジネスに少しでもお役に立てるよう努めていきたいと考えています。

**【次長 森田】**

香港での規制・法令遵守対応や支店管理部門の統括が主な次長の業務です。日本と異なる規制や考え方もあり、当地の監査法人や弁護士事務所にも相談しながら勉強の毎日です。

**●カスタマー担当**


(写真左より：Apple、Yuki、陶、Amy)

**担当業務**

1. 預金
2. 融資
3. 送金・信用状

**【カスタマー担当 陶】**

カスタマー担当では香港や近隣諸国に進出している法人のお客さまを対象に、預金はじめ、融資や送金、信用状取引などのお取引を提供しています。頼りになるローカルスタッフとともにお客さまの決済業務をお支えいたします。

私どもの部門は日本人 1 人、ローカルスタッフ 3 人でお客さまへの対応を行っており、ローカルスタッフは 3 人とも日本語での対応が可能です。香港支店設立以来、長年に渡り活躍しているベテランのスタッフも在籍しており、お取引先のローカルスタッフからの支持が厚く、非常に頼りになる存在です。

**●フロントオフィス**


(写真左より：金光、Priscilla)

**担当業務**

1. 資金調達
2. お客さまとの為替取引
3. 有価証券やシンジケートローンなどの運用取引

**【フロントオフィス担当 金光】**

香港はアジアの金融センターで、世界の金融機関が拠点を設けています。

我々は、お客さまとの融資や為替取引の際に、資金を香港やアジアの銀行間マーケットから調達するなどの役割を担います。少しでもお客さまにとって有利な条件で取引が行えるように、香港だけでなく、台湾、シンガポール、マレーシアなどアジアの金融機関とリレーションを築いています。

**●バックオフィス**


(写真左より：Catherine、鈴木、下村、Ryan、Araina)

**担当業務**

1. 当局宛て定例報告書の作成・提出と法令等遵守対応
2. 経費・総務・会計およびシステム管理

**【バックオフィス担当 下村】**

バックオフィスでは営業活動以外のあらゆる業務に対応する必要があります。日本国内の本店では複数の部署が担当している業務でも当店ではバックオフィスの数名で対応しています。業務範囲が広いと本店のサポート無しでは運営していきません。

ただし、当店固有のシステムや当地固有の手続きがあるため、そうした固有の業務に対しては本店で調査・研究が必要になります。その際、当然

に言語は外国語（当地では英語または広東語）であり、英語が得意ではない私にとって骨が折れます。本部宛てには、その英語を日本語に訳す必要があるケースもあり2倍、3倍の労力が必要です。

お客さまの中でも同じ経験をされた方がいらっしゃるのではないのでしょうか？

**3. お客さまへのメッセージ**

一般的な預金などの銀行取引の他にも、国際部を通じ、香港・華南地区発の商談会のご案内やコンサルタントのご紹介等を行っております。2021年6月には香港地銀会(15行)主催のセミナー・商談会を開催いたしました。毎年開催を行っているもので、コロナ禍の影響で昨年は開催を見送りましたが、今年はコロナ禍においてもお客さまへのご支援の手を止めぬよう、オンライン形式での開催を行いました。

香港は日本製品への支持が厚く、多数の国籍の人々が住んでいるエリアです。また大手外食チェーンやラーメン店等の飲食関連企業、生菓子やみそ等の食料品関連企業、大手小売関連企業等、様々な企業さまが香港に進出しています。会社の将来を見据えた試金石として、商談会や海外進出支援を通じ、香港や華南地域でのビジネス展開を検討されてみてはいかがでしょうか。

**香港支店**
**所在地：**

Rooms 601 & 609-610, 6th Floor,  
Gloucester Tower, The Landmark,  
15 Queen's Road Central,

Hong Kong, China

TEL：(852)2523-0312

FAX：(852)2521-8730

## 新興国ニュース

### 第51回ミャンマー・カンボジア

### 最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はミャンマーとカンボジアの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

#### 【ミャンマー】

#### 【1. ミャンマーにおける新型コロナウイルス関連の各種規制について（2021年5月時点の情報）】

- ・ヤンゴン管区での夜間外出禁止令（午後10時～午前4時）
- ・50人以上の集会禁止、外出時のマスク着用など各種制限
- ・ミャンマーへの旅客便着陸禁止及び外国人へのビザ発給停止（5月31日まで延長）

クーデター前に発表されている新型コロナウイルス対策に関するアナウンスや、その他の入国規制に関しては規制の緩和などがありつつも現在も有効となっています。

#### 【2. ミャンマーにおけるクーデターの影響について（2021年5月時点の情報）】

2月1日にヤンゴン、ネーピードーを中心にミャンマーの与党であるNLDの政府閣僚、議員、党員が多数拘束され、その後軍部への司法権・立法権・行政権の権限委譲が行われました。

現在、1年間の緊急事態宣言と、今後総選挙を実施する予定であるとの声明が発表されています。クーデターから3ヶ月以上が経過し、ヤンゴン

では2月ごろと比較してデモ活動の規模も縮小してきました。

銀行などは再開したものの引き出し額に制限がかかっているなど、クーデター以前に戻ることはなかなかできていませんが、街中の人通り等は少しずつ戻っています。

インターネットはモバイル通信、無線通信が遮断され、ケーブル通信のみが通信可能な状況ではありますが、モバイル通信であっても一部アプリは利用可能となるなど、こちらもゆっくりと状況の改善がみられています。

日系企業の対応としては、現状は多くの企業様が事務所を閉めている、もしくは縮小してリモートワークを行っているという企業様が多いです。同時に、閉鎖や休眠の手続きについて情報収集を行っている企業様も増えてきました。

なお、ミャンマーは現在NUG（CRPH）とSAC（軍部）の二重政府状態となっており、納税をするべきかどうかに対して日系企業は各社で判断を迫られています。弊社でもお客様等と対応について随時ご相談しており、現在はほとんどの企業様が納税延期の対応となっております。

納税の延期に対しては、銀行の閉鎖や従業員の在宅勤務などを理由に物理的に納税不能なため納税を行わない。というような立場をとることで納税の遅延を認めてもらうように税務署に働きかけています。

しかしながら、前述の通り事態の鎮静化が進んでいますので、銀行が稼働していないといった理由での納税延期も難しくなってくる可能性があり、都度様子を見ながら判断をしていくことが必要です。

### 【3. 閉鎖・休眠・操業停止のそれぞれの違いと特徴】

ミャンマーのクーデターを踏まえて、日系企業の中には閉鎖や休眠と検討し始め情報収集を行っているというお話をよく聞くようになりました。そこでミャンマーにおける休眠や操業停止、閉鎖の手続きや注意点について以下、解説します。

#### 【投資の終了】

ミャンマーにおける既存の事業を完全に終了し、事業の再開を前提としない場合には投資の終了を行うこととなります。「会社清算」や「株式の第三者への譲渡」などが考えられる方法です。

会社を清算する場合は株主総会で清算決議および清算人の指名を行います。その後、取締役の権限は清算人に移り、清算人の管理の下で清算手続きが進められることとなります。

現地法人の清算と比較して支店の閉鎖は比較的簡易的な手続きとなりますが、現地法人においても支店においてもタックスクリアランスという手続きがあり、こちらが非常に時間のかかるものとなっていますので、税務署のタックスクリアランスの完了時期によっては全ての手続きを完了するのに最低でも半年、長ければ1年以上かかる場合があります。

また、現在の状況下では関連省庁の動きが遅くなり、さらに時間がかかる可能性があります。

#### 【休眠化】

ミャンマー会社法では「休眠」というステータスは存在しません。

そのため会社を休眠会社として登録するなどの手続きが必要ない一方で、税法や会社法で定めら

れた毎年必要な手続きなどは行っていく必要があります。

ミャンマーにおける休眠化はいわゆる事業の再開を想定してはいるものの、短期間では再開しない場合となります。会社の多くの資産の処分や従業員の解雇を行い、必要最低限な管理業務と維持費用の支払いだけを行いながら法人を維持しておくといった対応となります。

#### 【一時的な操業停止】

比較的短期間の間に事業を再開することを念頭に置き、一時的な休業を行う場合にはスムーズな再開に必要な会社のリソースとしての事務所や重要な従業員の方などは引き続き残していくこととなります。

一方で再開に追加のコストがかからないものは一旦契約や支払いを停止し固定費の削減を目指します。この場合は状況に併せて継続的なサービス提供なども場合によってはあり得る、事業規模の縮小といったイメージです。

前述の通り、休眠というステータスはミャンマーにはなく、操業停止と休眠の違いにおいても明確な基準はありません。そのため、企業様の状況に応じて休眠と操業の間となるような対応をしていくことも可能です。

#### 【休眠・操業停止時に必要な手続き】

ミャンマーで休眠や操業停止状態となった場合、最低限の税務申告やコンプライアンス手続きは行っていく必要があります。必要な手続きは下記の通りです。

- ・記帳
- ・商業税四半期申告/年次申告
- ・決算書作成・法人税納付
- ・監査
- ・個人所得税
- ・会社法コンプライアンス手続き  
(年次報告・会計報告(支店)/年次株主総会(現地法人))

記帳は各社で必要に応じて行うこととなりますが、税金関係の申告や会社法のコンプライアンス手続きとしての書類の提出は四半期ごとや年度ごとに必要となります。なお、監査に関しては会社法において小規模会社や支店は不要とされていますが、実務上は監査を行うことを求められる場合があります。

その他、現地法人や支店であっても代表者として登記される人はミャンマーに通常 183 日以上居住する人物である必要があるとされていますので、こちらも注意する必要があります。

## 【カンボジア】

### 【カンボジアの年金について】

2021 年 3 月 4 日に、年金に関する政令 (Sub-Decree No. 32) が発表されましたので、こちらについて解説します。

この年金には

- ①義務年金
- ②任意年金

の 2 つがあります。

義務年金とは、日本でいう公的年金にあたり、国家社会保険基金 (National Social Security

Fund: NSSF) に登録するすべての方が保険料を払う義務があるものです。

任意年金とは、日本でいう私的年金にあたり、加入は任意となっており、支払が義務となっていないものです。

義務年金では、老齢年金、障害年金、遺族年金、葬祭費給付金の給付を受ける権利があるとされており、任意年金では老齢年金のみの権利が与えられるとなっています。

老齢年金とは、老齢になると受け取れる年金です。年金制度に加入しており、60 歳以上であること、年金基金への拠出を 12 ヶ月以上行っていることが条件となっています。

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事が困難になった時に受け取ることができる年金です。年金制度に加入しており、障害者になる前に少なくとも 60 ヶ月間、年金基金に拠出していることが条件となっています。

遺族年金とは、加入者が亡くなった時に、その人によって生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金です。老齢年金または障害年金の受給資格者、または年金基金に少なくとも 60 ヶ月間拠出を行った NSSF のメンバーの死亡によって支給されるものとなっています。葬祭費給付金とは、加入者が亡くなった時、葬儀を執り行った人に対して支給されるものです。これは、老齢・障害年金の受給資格者の死亡にて支給されるものとなっています。

日本の厚生年金と同様、支払は会社が半分、従業員が半分を負担します。

支払い額は以下のようにフェーズごとに異なります。

○最初の5年間

賃金の4%を支払う（会社2%、従業員2%）

○次の5年間

賃金の8%を支払う（会社4%、従業員4%）

○それ以降

10年ごとに2.75%増える

例えば11年目であれば、10.75%となる

（会社5.375%、従業員5.375%）。

また、ここでいう賃金とは税控除前の額を指します。しかし、税控除前の賃金が、諸手当残業代が込みなのかどうかなどの詳細はなく、今後の発表を待つこととなります。

支払い期日は翌月15日までで、従業員数情報を含む支払い報告は、翌月20日までにNSSFに提出します。また、雇用主がNSSFに申請すれば、月次ではなく年次の支払いに変えてもらうことも可能です。

また、NSSF加入者は、NSSFに申請して任意年金に加入することができます。しかし、以下の条件のどれかを満たしている必要があります。

- ①60歳未満で仕事を失ったが、年金を支払う能力がある
- ②60歳未満で、義務年金よりも高額の高齢年金を受け取るために任意年金を支払いたい
- ③別の政令（Sub-Decree）で決められている最高賃金よりも多くの収入を得ている

これらの年金制度の施行日は、今後の発表される法令にて決定とされています。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： [f-info@tokyoconsultinggroup.com](mailto:f-info@tokyoconsultinggroup.com)



## 【コロナウイルス感染拡大を受けた追加措置】＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)  
加藤 豪氏

インドネシアでは6月中旬ごろから爆発的に感染者数が増えており、7月6日時点で一日の新規感染者数が3万人を超え、新規感染者数は過去最大となっています。7月1日付で、感染拡大防止に関する追加措置が発表されました。

### 【Ⅰ. 緊急活動制限】

もともと緊急活動制限（PPKM）が出されていましたが、さらに活動が厳しく制限されています。対象地域はジャワ島及びバリ島全域で、主に下記のような内容です。

- a. 必須分野（銀行やインフラ、情報通信など）以外のビジネス活動は、原則100%在宅勤務とする。
- b. 必須分野は50%の人員は在宅勤務とする。
- c. 飲食店の営業は、店内飲食禁止。デリバリーのみ。
- d. マスク着用義務
- e. 礼拝施設は閉鎖
- f. 国内移動には、1回目のワクチン接種証明書および、48時間以内の陰性証明書の提出がも求められる。

国内での陰性証明書については、有効な陰性証明を発行できるクリニックが指定されました。

いまのところ7月20日までとなっていますが、これは暫定的な決定で、延長される可能性もあります。

なお、製造業については、工業省の許可を得れば、コロナ感染拡大防止のプロトコルへの遵守及び人員制限（場合によっては）をしたうえで、操

業は認められているようです。

### 【Ⅱ. インドネシア入国及び入国後の措置】

インドネシア入国及び入国後の措置は主に以下の通りです。

- a. 外国人がインドネシアに入国する場合は、2回のワクチン接種証明書が必要
- b. 入国後の指定施設での隔離期間が、もともと5日間だったのが、8日間へ延長
- c. 外国人の国内移動は、1回目のワクチン接種証明書の提出が求められる。

日本ではワクチン接種証明書の発行が、7月中旬以降となる見込みであるため、当面はインドネシアへの入国が難しいということになります。

### 【Ⅲ. ビザ査証発給要件】

現在発給が認められている査証について、申請にあたってさらに以下の制限がかけられました。

- a. PCR検査の陰性証明書の提出
- b. ワクチン接種証明書の提出
- c. 隔離に係る同意書への同意

このような状況下であり、6月下旬ごろから、日本に一時避難をされる方が多くなっています。なお8月1日以降、日本政府は、海外在留邦人を対象に、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する人を対象としたワクチン接種事業を、空港及びその周辺で行う準備をしています。インドネシアでも、政府主導で、無料ワクチン接種プログラム（ゴトンロヨン・プログラム）が行われており、外国人も接種できることとされていますが、いまのところ接種できるワクチンの種類がシノバックなどに限られるようです。そのため、8月以降に一時帰国をして、ワクチン接種後にインドネシアに戻ることを検討されている方も多くなっています。

インドネシアでは政府発表が前日などに急に変更されることも多いですので、引き続き状況を注視していく必要があります。

◆Bridge Noteのご案内◆

---

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan

12950

Eメール：[go-kato@bn-asia.com](mailto:go-kato@bn-asia.com)

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディレジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

## タイ法務よもやま話

### 【翻訳を疑え！－解雇保証金の怪】

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

萩野 敦司氏 (日本国弁護士)

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) の弁護士の萩野です。今回は AAP より「タイ法務よもやま話」というタイトルで、タイの法律に関する話をやわらかく、でも少しマニアックにお伝えさせていただければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

#### タイ法へのアクセスとしての翻訳版

今回のタイ法よもやま話は、翻訳についてです。

タイの法律は、もちろんタイ語で作成されますが、タイ語ネイティブでない我々がこれを読むのは至難の業。ことタイ語は、文字自体、文字の表記方法、更には文字の発音ルールの複雑さゆえに「喋れても読めないんだよね」という方も少なくないのではないのでしょうか。

となると、タイ法にアクセスする際には、巷に広く出回っている日本語や英語の翻訳版を頼りにする方がほとんどだと思いますし、私もたびたびお世話になります。…ですが、その翻訳、本当に正しいのでしょうか？

#### ▼法的文書の翻訳の難しさ

翻訳は、既に存在する原典を他の言語に置き換える作業のため、原典を作るよりも簡単な作業と思われがちです。そして、「大体合っていればいい」という需要に対しては、そういった側面もある程度あると思います。また、文芸作品の翻訳においては、翻訳先の言語の自然さや美しさを重視したり、一覧性を重視したりするため、原典とは異なる大胆な翻訳をすることもあります(それはそれで、極めて高度な技術が要求されますが)。

しかし、法律を含む法的文書の翻訳については、こういった「大胆さ」や「美しさ」を求めることが逆にリスクとなります。というのも、各国の法律用語にはそれぞれの国の法律や社会に根差した独特の意味を有することが少なくなく、また、法的文書はその記載方法から一定の法的効果を生じさせることを目的にしているところ、「大胆に」かつ「美しく」翻訳することで異なる法的効果を生じさせかねないからです。

確かに、理想論としては同じ法的効果を生じさせつつ美しさを求めるべきなのでしょうが、どちらを優先させるかとすれば、たとえ後者を犠牲にしても前者を採る、というのが法的文書の翻訳の基本です。その意味でも、法的文書の翻訳は、実のところ決して容易ではないのです。

#### ▼本来誤訳のはずが……

閑話休題。誤訳の具体例を見ていきましょう。タイの現地法人の日本人駐在員が頭を悩ませる事項の1つに「解雇補償金」があります。日本語では、「解雇」とは、「使用者による労働契約の解約」を意味する(菅野和夫「労働法」〔第十一版補正版〕728頁)ため、日本人が「解雇補償金」という表現から得られる認識は、「会社都合の労働契約終了の際に支払われる金銭」というものになるのが自然です。

しかしながら、「解雇補償金」は、決して会社都合の労働契約終了の際にだけ支払われるのではなく、(一定の要件を満たす場合を除き)期間の定めのある労働契約の終了時にも、また、定年退職時にも支払われます。となると、「解雇補償金」という用語から日本人が自然に理解する意味と「解雇補償金」の実際の意義・運用との間には異なる部分も存在することになり、日本人駐在員、果ては日本本社が理解を巡って混乱してしまうのはむしろ必然の結果といえるでしょう。

また、タイ語の原典からの訳としても、「解雇補償金」という訳語は、そもそも不適切です。というのも、この言葉に対応するタイの原文は ค่าชดเชย であるところ、これは①ค่า=価値/金銭/費用と②ชดเชย=補償とから成り立っており、単に「補償金」としか言っていない、逆にいえば日本語の「解雇」に相当する用語は一切使用されていないからです。

このように、「解雇補償金」という用語は、タイ語の訳語としても、また、日本語としても、まったく適切でない誤訳といわざるを得ないものですが、既にタイの日本人社会では人口に膾炙されている表現であるがゆえに、おそらく改められることはないでしょう。

#### ▼誤訳はなくなる、けれども……

今回は「解雇補償金」にフォーカスしましたが、実際のところ、世の中に出回っている翻訳には、少なからず誤訳が存在する 경우가ほとんどです。そのため、私も訳文を先に見たとしても、必ずその原文に当たるようにしています。

誤訳をゼロにするのは人間の力ではほとんど無理なのですが、誤訳を可能な限り減らすことは可能です。ただ、法律の文脈で誤訳を減らすためには、タイの法律用語の使われ方、タイの法律の歴史、更にはタイ社会に対する深い理解が必須です。

私も、その山の高みを目指して、これからも一步一步進んでいきたいと思っています。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

---

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,  
Bangkok 10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>

## 新景気刺激策 「PEMULIH」

### <マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director 加藤 芳之氏

(日本国公認会計士)

### <ポイント>

・6月28日に新景気刺激策「PEMULIH」が発表される

・PRIHATIN 以降の大規模予算

### <PEMULIH>

N子：加藤さん、少し前ですが6月28日に、また新たな景気刺激策が発表されましたね。

加藤：そうですね。PEMULIH と呼ばれ、1,500億リンギ規模の予算になるようです。

N子：大きいですね。

加藤：そうですね。マレーシア政府が発表した過去の経済刺激策を、以下に要約すると；

PRIHATIN (RM250 billion)

PRIHATIN SME+ (RM10 billion)

PENJANA (RM35 billion)

KITA PRIHATIN (RM10 billion)

PERMAI (RM15 billion)

PEMERKASA (RM20 billion)

PEMERKASA+ (RM40 billion)

ですので、かなり大きい規模だと言えますね。

N子：PEMULIH の3つの焦点は、

福祉アジェンダの継続

ビジネス支援

予防接種の増加

のようです。

加藤：そうです、そうです。

N子：具体的には、どのようなものが有るのでしょうか？

加藤：はい。まずは、賃金助成プログラム 4.0 (“WSP

4.0”)に触れる必要があります。

N子：そうですね。

加藤：はい、今回の目玉ですね。WSP 4.0 は、従業員1人あたり RM600 の補助金で、4か月間再導入されます。上限は1社あたり500人です。

N子：はい。

加藤：さらに、WSP 4.0 では、月給条件 (RM4,000) が削除されました。

国家復興計画の下でのフェーズ2において2ヶ月(すべてのセクター)、さらにフェーズ3において2ヶ月(フェーズ3でネガティブに分類されたセクターのみ)が対象になります。

N子：なるほど。

加藤：詳細は SOCSO から発表される予定です。

(参照：www.perkeso.gov.my)

N子：ありがとうございます

加藤：次に、採用インセンティブプログラム (PENJANA KERJAYA3.0) です。SOCSO が実施している2021年6月終了予定の雇用インセンティブプログラムは、PenjanaKerjaya 3.0 に名称変更し、拡張され、以下のような改善が行われます。

・「マレーシア化」プログラムでは、給与適格限度が RM1,500 から RM1,200 に引き下げられます。

・50歳以上の従業員、障害者および元囚人の雇用契約期間は12か月から6か月に短縮されません。詳細は SOCSO から発表される予定です。

(参照：www.perkeso.gov.my)

N子：ありがとうございます。

加藤：次に、人的資源開発基金(「HRDF」) 拠出金の免除です。移動管理命令中に業務遂行できない雇用主に対して、2か月間、HRDF 拠出が免除されます。さらに、2001年 HRDF 法に基づいて拡大された新セクターの雇用主は、2021年12月31日まで HRDF 拠出が免除がされます。

N子：はい。

加藤：次に、PIKAS（官民パートナーシップ COVID-19 ワクチン接種プログラム）に参加する企業に対するインセンティブです。HRDCorporation に登録している雇用主は、従業員の予防接種プログラムの費用として、現在の賦課金残高の最大 10%を利用することができます。また、機器購入と予防接種センターの準備費用が所得控除（損金算入）できるようになります。これには、コミュニティや慈善プロジェクトを介するワクチン接種センターへの寄付金も含まれます。

N子：はい。

加藤：次に、電気料金の割引です。ホテル経営者、テーマパーク運営者、コンベンションセンター、ショッピングモール、ツアーオペレーターなど、コロナの影響が大きいセクターについて、電気料金の 10%割引が、2021 年 10 月から 2021 年 12 月まで延長されます。

N子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369

## ドバイ万博と外国人誘致

MBG コーポレートサービス

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

エグゼクティブダイレクター 山根 亜紀子氏

6月号の記事で、UAEにおけるFDI誘致について触れさせて頂きました。当該記事では、UAEの一首長国アブダビ政府により、外国人投資家による株式の100%保有が可能となった1,105の業種リストが発表され、リストには、特定設備・機械の修理保守事業や食品加工、自動車および部品の製造やホテル・レストランの運営などが含まれていることをお伝えいたしました。

その後、ドバイ首長国からも、外国人投資家による株式の100%保有が可能となった業種リストが発表されました。リストには多くの貿易や修理保守事業、据付事業などが含まれており、今まで国策として保護してきた産業分野が外資に開放されることとなります。

上記のように、UAEは外国企業誘致に積極的な姿勢を見せておりますが、加えて、ビザの発行条件の緩和も行われています。例えば、「リタイアメントビザ」「リモートワークビザ」「マルチ観光ビザ」などの新しいビザ制度が導入されたり、通常であれば2年ごとの更新が必要となる居住者ビザですが、更新することなく10年間滞在が可能となる「ゴールドビザ」の適用対象が拡大されるなど、企業のみならず、観光や個人の訪問誘致にも積極的です。

7月16日時点における、国・地域別の人口100人あたりのコロナワクチン接種回数も165回と、世界1位の接種率となっています。これら全て、経済回復に向けた措置であり、且つ、2021年10月1日から開催されるドバイ万博に向けた推進策でもあ

ります。

ドバイ万博は本来2020年10月1日から開催される予定でしたが、コロナの影響で開幕が1年延期されました。開催期間は10月1日から6ヶ月間ですが、その間の来場者目標は2500万人を目指しています。1月22日～4月10日に行われた事前の公開イベントにも10万人以上が来訪し、本番に向けた運営面等の事前テストも実施されました。もちろん、万博関係者へのワクチン接種の提供も進んでおり、参加各国関係者へのワクチン提供も約束されています。8月1日からは、万博ビレッジへの関係者入居も開始されます。

日本館（パビリオン）は、「アイデアの出会い」をテーマとしており、日本の自然・文化との交流や、テクノロジー・イノベーションを題材とした展示が行われる予定です。その中でも注目を集めているのが中東でも初出店となるスシローによる回転ずしです。UAEでは近年、日本食ブームでもあり、UAE現地の方が運営するうどん屋”UDN”がアブダビにオープンしたり、博多のラーメン店”Ikkousha”がシャルジャに中東初店舗をオープンしたりと人気を集めています。日本食の中でもとりわけ、”Wagyu Beef（和牛）”と”Sushi（寿司）”は非常に人気があり、これらを提供する日本食レストランは外国人のみならず地元の人も多く訪れ、賑わっています。万博で回転ずしを経験することで、益々日本食への興味・関心が高まることも期待されています。

日本も含めた191カ国による参加が行われるドバイ万博ですが、ビジネスイベントの開催にも積極的に、多くのカンファレンスやマッチングイベントも予定されています。外資へのFDI規制緩和、観光・訪問を目的としたビザの適用対象拡大、ワクチン接種の推進など、これらを通じて政府はUAEへの誘致を図っています。東南アジア以西の拠点の一つとして、あるいは新規ビジネスのスタートアップ拠

点として UAE を検討してみるのも面白いかもしれません。

MBG コーポレートサービス (マイツグループ  
中国・アジア進出支援機構メンバー)

---

MBG コーポレートサービスはシンガポールをグローバル本社とするコンサルティンググループです。シンガポールを始め、インド、日本（東京）、中国（北京）、ドイツ（シュツツガルト）、UAE に現地法人または事務所を構えています。

当グループは、多国籍企業のお客様、日本企業でインドや UAE などの日本国外に進出されているお客様に対して、市場調査、現地法人設立、会計業務、給与計算業務、税金計算業務、財務報告、人事労務管理、各種申告サポート、その他関連するバックオフィスサービス、海外投資へのアドバイス、M&A にかかるサポート等を行います。

お問い合わせは以下よりお願いいたします。

【メール】 [info@mbgcorp.com](mailto:info@mbgcorp.com)

【ウェブサイト】 [www.mbgcorp.com](http://www.mbgcorp.com)



## With コロナ：日本本社の配当収入にか かかるフロー・留意事項

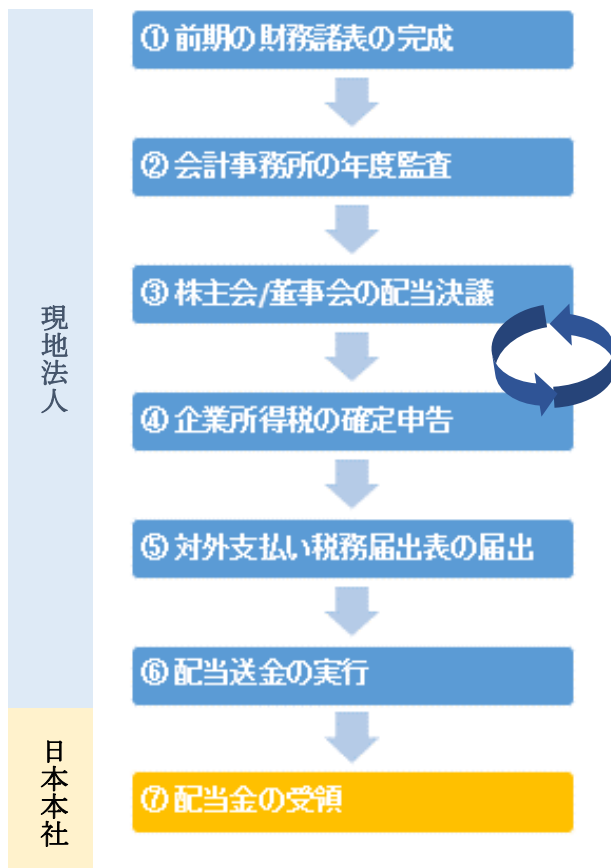
株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国における会計年度は1月1日から12月31日であり、現在、2020年度の年度監査、(5月31日期限の)企業所得税の確定申告が完了し、すでに現地法人から利益配当を受領された日本本社もあるかと思えます。配当に関しては、“中間配当はできないか?”、“登録資本金の払込みが完了していないが、配当できるか?”等のご質問も散見される為、本稿では利益配当にかかるフローに沿って各留意事項を説明するとともに、配当に関するQ&Aを付記します。

1. 利益配当にかかる主なフローおよび留意事項  
利益配当にかかる主なフロー、及び会社法の関連条項の抜粋と留意事項は以下の通りです。



### ①前期の財務諸表の作成：

- 会計年度の終了後、速やかに前期の財務諸表を作成)

### ② 会計事務所の年度監査<sup>i</sup>：

- 年度監査後、監査報告書は通常3月～4月頃に発行される為、同時期を過ぎても発行されない場合、注意が必要  
(監査報告書は、現地法人は定款で定める期限内に各出資者に送付する必要あり)

### ③ 株主会（董事会）の配当決議<sup>ii</sup>

- 法定準備金<sup>iii</sup>の積立、納税後に配当可能  
(下記2参照のこと)
- 欠損金があれば配当不可 (〃)
- 配当比率は原則、出資比率に基づく (〃)
- 配当決議は最高意思決定機関が実施。  
会社法では株主会<sup>iv</sup>  
(旧中外合弁法の機関設計では董事会だが、外商投資法<sup>v</sup>の施行により、2024年までに会社法に基づき株主会に要変更)

### ④ 企業所得税の確定申告<sup>vi</sup>

- 申告期限5月31日迄に確定申告し、配当の分配可能額を確定。

### ⑤ 対外支払い税務届出表の届出<sup>vii</sup>

- 配当金額に（非居住者に対する）源泉所得税10%が課税される。源泉納付と共に税務局宛に“対外支払い税務届出表”の届出が必要。

### ⑥ 配当送金の実行<sup>viii</sup>

- 金額の多寡を問わず、金融機関により直接送金手続きを行うが、監査済財務諸表（監査報告書）に加えて、5万米ドル超の場合には対外支払い税務届出表が必要

### ⑦（日本本社）配当金の受領<sup>ix</sup>

- 日本本社は、企業所得税の源泉納付後の金額を受領

**【配当収入を 100 とした場合の仕訳例】**

(借方) 当座預金 90 / (貸方) 受取配当金 100  
 租税公課 10 /

- \* 尚、当該配当収入（上記例では 100）に対し、外国法人の発行済株式又は議決権の 25% 以上等の場合、原則 95% 益金不算入を適用<sup>x</sup>

**2. Q&A：配当に関し、散見されるご質問事項の一部とその回答は以下の通りです。**

Q1：中間配当<sup>vi</sup>は可能か？

A1：会社法では（以下第 34 条を始めとして）中間配当を禁止しておらず、実務的にも認められています。

但し、以下条項の通り、定款の定めに従う為、もし“年 1 回配当とする”等の制限事項があれば不可となります。また、会計監査を受け且つ企業所得税の確定申告後の利益が対象となる為、過年度の利益分配が前提であり、進行年度の利益（例えば 2021 年 1 月から 6 月の利益）は不可であり、ご注意ください。

**【会社法 第 34 条】**

出資者は、実際に払込んだ出資比率に基づき、配当金を受領する。会社が新たに増資する場合、出資者は、実際に払込んだ出資比率に従い、優先的に出資払込みを引受ける権利を有する。但し、全出資者が出資比率により配当金を受領しない又は出資比率により優先的に出資を引受けないことを約定する場合には、この限りでない。

Q2：累損が解消していないが、配当可能か？

A2：以下の通り、欠損金の解消、納税、法定準備金の（規定比率までの）積立が配当の前提となります。

**【会社法第 166 条】**

会社は、当年の税引き後利益の分配時、利益の 10% を会社の法定準備金として積立てなければならない。会社の法定準備金の累計額が会社の登録資本金の 50% 以上の場合、新たな積立を必要としない。（中略）会社が欠損を補填し、準備金を積立てた後の税引後の余剰利益については、有限責任会社の場合、本法第 34 条の規定に従って分配する（後略）。

Q3：全額払込していない出資者がいるが配当可能か？可能な場合の配当比率は？

A3：上記 Q2 の前提（欠損は無く、法定準備金を規定通りに積立済）の下、以下の通り、登録資本金の比率ではなく、実際の払込んだ出資比率に基づき配当します。

**【会社法 第 34 条】**

出資者は実際に払込んだ出資比率に基づき、配当金を受領する（後略）。

<sup>i</sup> 年度監査・財務会計報告（監査報告書）にかかる会社法（2018 年改正）関連条項（第 164 条、第 165 条）等の原文は下記 URL の通り。URL：  
<http://www.npc.gov.cn/npc/c12435/201811/68a85058b4c843d1a938420a77da14b4.shtml>

<sup>ii</sup> “③株主会/董事会の配当決議”及び“2 Q&A”の根拠となる会社法（2018 年改正）の原文は脚注 i を参照願う。

<sup>iii</sup> 中外合弁企業且つ旧法下の機関設計の場合、別途、三項基金の積立が必要な場合もあり、定款の関連条項の確認等が望ましい。

<sup>iv</sup> 最高意思機関が株主会の場合、董事会の職権として会社の利益配当案（欠損補填案）の作成等を行う（会社法第 46 条）。

<sup>v</sup> 外商投資法の詳細は、JP マイツ通信（2019 年 11 月号）を参照のこと。ニューズレター URL は下記 URL の通り。

マイツグループニューズレター URL：

<http://www.myts.co.jp/newsletter/> / JP マイツ通信 URL：

<http://www.myts.co.jp/newsletter/03-jp-1/>

<sup>vi</sup> 企業所得税法（第 54 条）等を参照のこと。原文 URL は以下の通り。

URL：

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c28479830/content.html>

<sup>vii</sup> 源泉税率 10% は、企業所得税法（第 27 条）、同实施条例（第 91 条）、日中租税条約（第 10 条～第 12 条等）による。

同实施条例 URL：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812176/n812748/c1193046/content.html?12989d1elt>

日中租税条約 URL：

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S59-223\\_1.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S59-223_1.pdf)

対外支払い税務届出表は、下記の国家税務総局・国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号等を参照のこと。

2013 年第 40 号 URL：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3526427/content.html?from=groupmessage>

2018 年第 31 号改正 URL：

<http://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcfgk/jckss/201307/t403993.html>

<sup>viii</sup> 5 万米ドル超の送金時の手続き根拠は、脚注 vii（国家税務総局・国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号等）を参照願う。

- 
- <sup>ix</sup> 日本親会社の着金額概算例は、上海通信[2015年3月号]、URLは脚注vを参照のこと。
- <sup>x</sup> “外国子会社から受ける配当等”の95%益金不算入の適用要件・詳細については、国税庁HPの下記URLを参照のこと。  
URL：  
[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/091228/01\\_02.htm](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/091228/01_02.htm)
- <sup>xi</sup> ここで言う「中間配当」とは（日本）会社法第454条5項に基づく取締役会の決議による配当等ではなく、単に年1回以外の配当を指す。

#### マイツグループ

---

日本国内に3拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に10拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら） Email：[yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。